

申請に必要な書類

1. 介護保険負担限度額認定申請書

- ・ 裏面も記入欄がありますので必ず記入してください。

2. 預貯金等の資産の額がわかる書類

- ・ 申請書の裏面の「預貯金等に関する申告」欄に記載した金額等が確認できる書類の写しを添付してください。
- ・ 「配偶者」とは世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- ・ 配偶者「有」の方は、本人と配偶者名義の通帳等の写しの添付が必要です。

対象となる資産	必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ①銀行名・支店・口座番号・口座名義等の記載ページ ②口座残高がわかるページ（申請日の直近2ヶ月のもの） ③年金を受給している口座の場合は、年金受給が確認できるページ
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し ※ウェブサイトの写し也可
金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し ※ウェブサイトの写し也可
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し ※ウェブサイトの写し也可
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書等の写し

3. その他

非課税年金（障害年金・遺族年金）の把握に時間を要する場合がありますので、年金振込通知書等の年金額の分かるものをお持ちであれば写しの添付をお願いします。

負担限度額認定申請上の注意事項

- ①配偶者のいる方は、同一世帯かどうかに関わらず配偶者名義分の添付書類が必要となります。
- ②夫婦ともに申請する場合は、それぞれの申請書に夫婦2人分の添付書類が必要です。
- ③生活保護受給者については、添付書類は必要ありません。
- ④申請していただいても負担軽減の基準に該当しない場合は認定証の交付はできません。
- ⑤虚偽の申告により不正に食費・居住費の減額を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

お問い合わせ先
〒581-0003
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市 高齢介護課 給付担当
電話：(072) 924-9360
FAX：(072) 924-1005